資料　No. 1

中小企業・小規模事業者への支援等について

◎　未来への投資を実現する経済対策　（平成 28 年 8 月 2 日閣議決定）【抜粋】

第２章 取り組む施策

Ⅲ. 英国の EU 離脱に伴う不安定性などのリスクへの対応並びに中小企業・小規模事業者及び地方の支援

（２）中小企業・小規模事業者の経営力強化・生産性向上支援

中小企業・小規模事業者の経営力強化、生産性向上に向けた支援を拡充する。あわせて、最低賃金引上げの環境整備措置を講ずる。

① ものづくり・商業・サービス産業における革新的な開発の支援や IT 導入、海外展開、商店街の集客力向上支援等を行い、中小企業・小規模事業者の生産性向上を図る。また、中小企業の事業転換の円滑化を図る。

② 最低賃金引上げの環境整備として、経営力強化・生産性向上に向けて、中小企業・小規模事業者への支援措置を推進・拡充する。また、事業主の雇用保険料の時限的な引下げについて、必要な検討を経て、成案を得、平成 29 年度（2017 年度）から実現する。

③ 下請等取引について、これまでの調査等で明らかになった手形支払や金型保管等の取引慣行における課題の改善につながるよう、下請法の運用基準における違反事例の充実を始め、独占禁止法その他の関連法規の運用を強化するとともに、業種別下請ガイドラインの充実・改善を行う。これらの施策を通じ、下請け企業等の中小企業の取引条件の改善を図る。

④ 地域の需要の変化に応じた持続的な経営に向け、小規模事業者による販路開拓の取組を支援する。

⑤ 企業の生産性向上を支援するため、「ローカルベンチマーク」の活用、官民の金融関係機関による債権放棄等の促進、地域金融機能の強化、地域経済活性化支援機構等の活用の促進など、省庁横断的な取組を推進する。

業務改善助成金の拡充のご案内

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

業務改善助成金を大幅拡充しました

事業場内最低賃金の引き上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7／10(※) （常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3／4(※)） （※）生産性要件を満たした場合には3／4（4／5）	50万円	事業場内最低賃金が750円未満の事業場
40円以上		70万円	事業場内最低賃金が800円未満の事業場
60円以上	1／2 （常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4）	100万円	事業場内最低賃金が1000円未満の事業場

さらに大幅な事業場内最低賃金の引上げを行う事業場に対する助成措置として以下のコースも新設

事業場内最低賃金の引き上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
90円以上	7／10(※) （常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3／4(※)） （※）生産性要件を満たした場合には3／4（4／5）	150万円	事業場内最低賃金が800円以上1000円未満の事業場
120円以上		200万円	

拡充前

事業場内最低賃金の引き上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
60円以上	1／2 （常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4）	100万円	事業場内最低賃金が800円未満の事業場

支給対象の費用なども拡充

○ 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も助成対象となります。
○ 過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。
○ 助成率が加算になる、生産性要件とは、支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性指標と、その3年前の決算書類に基づく生産性指標を比較して伸び率が６％を超えている場合等をいいます。

$$\text{生産性指標} = \frac{\text{営業利益＋減価償却費＋人件費＋動産・不動産賃貸料＋租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

支給の要件

① 事業場内最低賃金が適用される労働者（雇入れ後6月を経過していること）の賃金を引き上げる計画を作成し、申請後に賃金引上げを行うこと。 ※ 引き上げ後の賃金額が、事業場内最低賃金になることが必要です。

② 生産性向上のための設備・器具の導入などを行うこと。

※ 単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、パソコン、営業車輌など、社会通念上当然に必要となる経費は対象外となります。

お問い合わせ先

全国47都道府県に設置している「最低賃金総合相談支援センター」に、お気軽にお問い合わせ下さい（所在地、電話番号は下表のとおりです）

都道府県	所　在　地	電話番号	受託団体等名
北海道	札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7ビル3階	0120-67-3110	北海道中小企業団体中央会
青森県	青森市青柳2丁目2－6	0800-800-8667	青森県労働基準協会
岩手県	盛岡市山王町1－1	0120-198-077	岩手県社会保険労務士会
宮城県	仙台市青葉区本町1丁目9－5　五城ビル4F	0120-750-573	宮城県社会保険労務士会
秋田県	秋田市大町3－2－44　大町ビル3階	0120-695-783	秋田県社会保険労務士会
山形県	山形市七日町三丁目1番9号	0800-800-9902	山形商工会議所
福島県	福島市御山字三本松19－3	0120-541-516	福島県社会保険労務士会
茨城県	茨城県水戸市泉町2－2－33	0800-800-4864	茨城県社会保険労務士会
栃木県	宇都宮市鶴田町3492－46	0120-48-5766	栃木県社会保険労務士会
群馬県	高崎市上大類町745－10	0120-028-242	群馬人事労務研究会
埼玉県	さいたま市浦和区仲町2-16-4 岩井ビル4F A号室	0120-310-394	埼玉県雇用開発協会
千葉県	千葉市中央区千葉港4－3　千葉県経営者会館305	0120-026-210	千葉県労働基準協会連合会
東京都	東京都千代田区二番町9－8	0120-311-615	東京労働基準協会連合会
神奈川県	横浜市中区尾上町5－80　神奈川中小企業2階	0120-641-020	けいしん神奈川
新潟県	新潟市中央区東大通2丁目3－26　プレイス新潟1F	0120-009-229	新潟県社会保険労務士会
富山県	富山市総曲輪2－1－3	0120-108-312	富山県中小企業団体中央会
石川県	金沢市玉鉾2－502　エーブル金沢ビル2階	0120-928-640	石川県社会保険労務士会
福井県	福井市二の宮3丁目30番11号	0120-747-770	（株）土蔵労働コンサルタント事務所
山梨県	甲府市飯田2－2－1　山梨県中小企業会館4階	0120-610-882	山梨県中小企業団体中央会
長野県	長野市大字中御所字岡田131－10	0800-800-3028	長野県中小企業団体中央会
岐阜県	岐阜市薮田東2丁目－11－11	0120-55-4864	岐阜県社会保険労務士会
静岡県	静岡市葵区追手町44－1	0800-200-5451	静岡県中小企業団体中央会
愛知県	名古屋市熱田区三本松町3番9号	0120-868-604	愛知県社会保険労務士会
三重県	津市丸之内養正町4－1　森永三重ビル3階	0120-331-266	三重県経営者協会
滋賀県	大津市打出浜2－1　コラボしが21　6階	0120-012-128	滋賀県社会保険労務士会
京都府	京都市右京区西院東中水町17　京都府中小企業会館4階	0120-420-825	京都府中小企業団体中央会
大阪府	大阪市北区天満2－1－12　天満橋SEビル3階	0120-939-248	大阪府社会保険労務士会
兵庫県	神戸市中央区下山手通4丁目16番3号　兵庫県民会館3階	0120-340-580	兵庫県中小企業団体中央会
奈良県	奈良市西木辻町343－1　奈良県社会保険労務士会館	0120-414-811	奈良県社会保険労務士会
和歌山県	和歌山市北出島1丁目5番46号　和歌山県労働1階	0120-731-715	和歌山県社会保険労務士協同組合
鳥取県	鳥取市富安1－152　田中ビル1号館4階	0800-200-0311	鳥取県社会保険労務士会
島根県	松江市母衣町55－4　島根県商工会館4階	0120-222-469	島根県経営者協会
岡山県	岡山市北区厚生町3－1－15	0800-200-8751	岡山商工会議所
広島県	広島市中区橋本町10－10　広島インテスビル5階	0120-73-0610	広島県社会保険労務士会
山口県	山口市中央4丁目5番16号	0800-200-0186	山口県中小企業団体中央会
徳島県	徳島市南末広町5番8－8号 徳島経済産業会館2階	0120-967-951	徳島県社会保険労務士会
香川県	高松市番町2丁目2番2号　高松商工会議所会館5階	0800-888-4691	香川県経営者協会
愛媛県	松山市萱町4丁目6番地3　愛媛県社会保険労務士会内	0120-932-285	愛媛県社会保険労務士会
高知県	高知市桟橋通2丁目8番20号モリタビル2F	0120-321-116	高知県社会保険労務士会
福岡県	福岡市博多区博多東2－5－28　博多偕成ビル301号	0120-946-617	福岡県社会保険労務士会
佐賀県	佐賀県佐賀市川原町8－27　平和会館1F	0120-603-946	佐賀県社会保険労務士会
長崎県	長崎市桶屋町50－1　杉本ビル3階B	0120-460-468	長崎県社会保険労務士会
熊本県	熊本市中央区安政町8－16　村瀬海運ビル7階	0120-45-1124	熊本県社会保険労務士会
大分県	大分市金池町3丁目1番64号	0120-186-331	大分県中小企業団体中央会
宮崎県	宮崎市大和町83－2　鮫島ビル1階	0120-947-485	宮崎県社会保険労務士会
鹿児島県	鹿児島県鹿児島市新屋敷町16－16	0120-898-930	鹿児島県労働基準協会
沖縄県	沖縄県那覇市松山2－2－12	0120-420-780	沖縄県社会保険労務士会

申請先

業務改善助成金の申請・支給は、都道府県労働局で行っています。
申請する事業所が所在する地域の労働局の雇用環境・均等部（室）にお尋ねください。
http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/

事業主の皆さまへ

非正規雇用労働者の処遇改善のための支援を拡充
～　キャリアアップ助成金を拡充します　～

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、**正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

現　行　制　度

（　）は中小企業以外の額です。

賃金規定等改定（処遇改善コース）

有期契約労働者等の**基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給**した場合

○　**すべての賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が**
1人 ～ 3人：10万円（7.5万円）　　4人～6人：20万円（15万円）
7人～10人：30万円（20万円）　11人～100人：1人当たり3万円（2万円）

○　**一部（雇用形態・職種別等）の賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が**
1人 ～ 3人：　5万円（3.5万円）　　4人～6人：10万円（7.5万円）
7人～10人：15万円（10万円）　11人～100人：1人当たり1.5万円（1万円）

※　**職務評価の手法の活用により処遇改善を実施した場合、1事業所当たり20万円（15万円）を加算**

賃金規定等の改定（処遇改善コース）が拡充されます

中小企業に対する加算措置の創設

○　**中小企業が基本給の賃金規定等を３%以上増額改定し、昇給した場合**　**拡充**
上記現行制度の助成額に
１人当たり　14,250円（※18,000円）を加算（すべての賃金規定等改定の場合）
１人当たり　 7,600円（※　9,600円）を加算（一部の賃金規定等改定の場合）

※　申請があった企業において、**生産性の向上が認められる場合は加算額が増額となります。**
（ここでいう**「生産性」**とは、**企業の決算書類から算出した、労働者１人当たりの付加価値**をいいます。
助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その３年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、
伸び率が一定水準を超えている場合は18,000円（9,600円）を加算額として支給します。
（　）は一部の賃金規定等改定の額です。）

○　**平成28年8月24日以降、上記のとおり取り組んだ事業主を加算措置の対象**とします。
※　当該加算措置の創設には、補正予算案の成立、厚生労働省令の改正等が必要であり**現時点ではあくまで予定**となります。

より利用しやすいように支給要件を緩和（平成28年8月5日～）

○　**キャリアアップ計画書の提出期限の緩和**（人材育成コースは、従前のとおり訓練開始日の前日の1か月前まで）
「**取組実施前1か月まで**」を「**取組実施日まで**」に変更しました。

○　**賃金規定等の運用期間の緩和**
「改定前の賃金規定等を3か月以上運用していること」が要件でしたが、**新たに賃金規定等を作成した場合でもその内容が、過去3か月の賃金の実態からみて2%以上増額していることが確認できれば助成対象**となります。

○　**最低賃金との関係に係る要件緩和**
「最低賃金額の公示日以降、賃金規定等の増額分に公示された最低賃金額までの増額分は含めないこと」としていましたが、「**最低賃金額の発効日以降**、賃金規定等の増額分に**発効された**最低賃金額までの増額分は含めないこと」に変更しました。

LL280824派企01

「賃金規定等」とは

賃金規定や賃金一覧表など、賃金額の定めがあれば支給対象となります。

就業規則規定例

第〇条　（賃金）
　契約社員及びパートタイマーの賃金を〇〇のとおり定める。

賃金規定等

〇　賃金規定

第〇条　（賃金）
　賃金は、基本給、時間外手当、通勤手当とする。
第〇条　（基本給）
　基本給は、時給によって定める。なお、その金額は本人の能力及び経験等に応じ、〇級：〇〇円、〇級：〇〇円、〇級：〇〇円とする。

区分	金額（時給）
1級	〇〇〇円
2級	〇〇〇円
3級	〇〇〇円

〇　賃金一覧表

対象者	金額（時給）
〇〇さん	〇〇〇円
××さん	〇〇〇円
▲▲さん	〇〇〇円

※　対象者は匿名でも可

要件緩和

賃金規定等は、改定ではなく、**新たに作成した場合でも**その内容が、**過去3か月の賃金実態からみて2%以上増額していることが確認できれば助成対象**になります。

申請までの流れ

賃金規定等の改定（作成）・増額後、6か月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内に支給申請してください。また、改定（作成）・増額までにキャリアアップ計画書を作成・提出する必要があります。

労働局・ハローワークに相談 → キャリアアップ計画書の提出（労働局へ） → 賃金規定等の改定（作成）及び2%以上増額 → 6か月分の賃金を支給（増額後） → 支給申請 → 支給決定

要件緩和

賃金規定等の改定（作成）・増額までにキャリアアップ計画書を提出すれば助成対象

※6か月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内に支給申請してくだい。

今年度の最低賃金額の引上げに向け取り組む場合

最低賃金額の発効日の前日までにキャリアアップ計画書の提出、賃金規定等の改定（作成）・2%以上増額（※）を行ってください。

最低賃金額の発効日
（例年10月上旬～）

※　中小企業において、3%以上増額した場合は、加算措置が適用されます。

最低賃金総合相談支援センターによる相談支援

全国４７都道府県に設置している「最低賃金総合相談支援センター」では、賃金規定等の整備に関する相談や社会保険労務士や経営コンサルタントなどの専門家の派遣等も行っていますので、ご活用ください。

中小企業事業主の皆様

相　談 →
← 専門家派遣

最低賃金総合相談支援センター（ワン・ストップ無料相談窓口）
- ●経営と労務管理の専門家による無料相談
- ●専門家による個別課題の分析・検討

※　各都道府県の「最低賃金総合相談支援センター」の所在地及び連絡先は、厚生労働省ホームページに掲載しています。「最低賃金　相談」で検索してください。

最低賃金　相談　検索

※　**その他の支給要件もありますので、まずは最寄りの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください（支給要件を満たさない場合は助成金を受給できません）。**
※　**コース実施日までにキャリアアップ計画書の提出が必要**です（人材育成コースは訓練開始日の前日の１か月前まで）。すでにキャリアアップ計画書を提出していても計画変更届が必要となる場合があります。
※　キャリアアップ助成金は、助成人数や助成額に上限があります。
※　詳細なパンフレットはホームページに掲載しています。厚生労働省HP「キャリアアップ助成金」

地域未来投資促進事業

平成28年度第2次補正予算額　1,001.3億円

中小企業庁　技術・経営革新課　03-3501-1816
商務情報政策局 サービス政策課　03-3580-3922
中小企業庁 経営支援課　03-3501-1763
中小企業庁 小規模企業振興課　03-3501-2036
通商政策局 経済連携課、アジア大洋州課　03-3501-1595、03-3501-1953
中小企業庁 商業課　03-3501-1929
地域経済産業G 中心市街地活性化室　03-3501-3754

事業の内容

事業目的・概要

- 国際的な経済社会情勢の変化に対応し、足腰の強い経済を構築するために中小企業・小規模事業者の経営力向上を図ることが必要です。
- 地域における革新的ものづくりやIT導入に加え、海外展開加速化等の政策目標を踏まえ、先進的な観光開発や輸出拡大等を幅広く支援します。
- 具体的には、中小企業者等の革新的ものづくり・商業・サービスの開発や、中小企業等経営強化法に基づくIT導入の取組を支援します。
- 加えて、中堅・中小企業が、事業機会拡大が見込まれるTPP参加国やアジア地域において、市場開拓、共同実証等を行うこと等を支援します。

成果目標

- IT等を活用した革新的ものづくり開発を支援し、事業終了後5年以内に事業化を達成した事業が半数を超えることを目指します。
- 中小企業者等に生産性向上のためのITを導入することで、経営力向上計画で定めた目標を達成することを目指します。
- 本事業で海外展開を目指す企業の海外市場獲得率が60%を超えることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

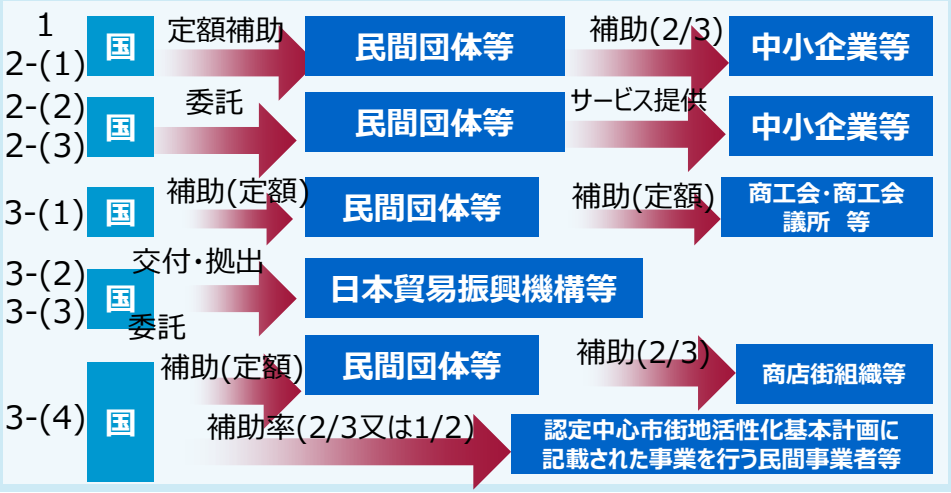

事業イメージ

事業の詳細

1．革新的ものづくり・商業・サービス開発支援事業

- 中小企業者等が第四次産業革命に向けて、IoT・ﾋﾞｯｸﾞﾃﾞｰﾀ・AI・ﾛﾎﾞｯﾄを活用する革新的ものづくり・商業・サービス開発を支援。
  （補助上限：3000万円、補助率：2/3）
- 中小企業者等のうち経営力向上に資する革新的ものづくり・商業・サービス開発を支援。
  （補助上限：1000万円・500万円、補助率：2/3）

※雇用・賃金を増やす計画に基づく取組については、補助上限を倍増
※最低賃金引上げの影響を受ける場合は補助上限を更に1.5倍(上記と併せ補助上限は3倍)

2．中小企業IT経営力向上支援事業

（1）サービス等生産性向上IT導入支援事業（補助率：2/3）
中小企業等経営強化法に沿って、経営力向上を支援するITシステムの導入等費用の一部について補助。

（2）経営力向上・IT基盤整備支援事業（委託）
中小企業者等の業種の垣根を越えた企業間の電子データ連携に関する調査を行うとともに、ITを活用して経営力向上を図る取組事例を紹介する相談会等を開催。

（3）IT関連の専門家等派遣事業（委託）
中小企業者等における、ITを活用した経営戦略の策定からITの導入に至るまで、様々なステージの取り組みを支援するため、専門家の派遣を行う。(2年で1万社)

3．需要開拓支援事業（中堅・中小等）

（1）小規模事業者広域型販路開拓支援パッケージ事業
小規模事業者等に、アンテナショップなどの販路開拓等を図る場を提供する取組を支援。

（2）海外展開戦略等支援事業
専門家によるアドバイス・情報提供の実施や、現地企業との共同実証の支援により、中堅・中小企業の海外市場獲得を推進。

（3）観光資源等を活用した地域高度化計画の策定等支援事業
地域の観光産業の高度化を図るための先進事業や連携計画の策定等を支援

（4）　商店街・まちなか集客力向上支援事業
外国人観光客の消費を商店街・中心市街地に取り込むとともに、消費喚起に向けた機能向上、施設整備を促進

中小企業庁　小規模企業振興課
03-3501-2036

小規模事業者販路開拓支援事業（小規模事業者持続化補助金）

平成28年度第2次補正予算額　120.0億円

事業の内容

事業目的・概要

- 小規模事業者は、事業所数で全企業のうち約９割を占め、地元市町村からの雇用者比率も高く、長年続いたデフレから脱出するためには、その持続的発展が極めて重要です。
- その一方で、小規模事業者は、我が国経済の構造変化に大きく影響を受けており、既存の商圏を超えて、広い市場を視野に入れた販路開拓や生産性向上を図ることが期待されます。
- そのため、小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって取り組む販路開拓や生産性向上を支援します。

成果目標

- 小規模事業者持続化補助金により約15,500者の販路開拓、業務効率化・生産性向上を支援し、平成30年度までに販路開拓につながった事業の割合を80%とすることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

事業イメージ

小規模事業者持続化補助金

小規模事業者のビジネスプランに基づく経営を推進するため、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、販路開拓に取り組む費用を支援。

従業者の処遇改善（賃上げ）を実施する事業者について補助上限額を増額するとともに、ＩＴを活用した取組を実施する事業者を重点的に支援。

＜小規模事業者持続化補助金＞
補　助　率：2/3
補助上限額：50万円
　　100万円
　　（賃上げ、雇用対策、海外展開、買物弱者対策）
　　200万円（熊本地震対策）
　　500万円（複数の事業者が連携した共同事業）等

取組イメージ：
・店舗の内装工事を行い、より多くの客が利用できるような、レイアウト変更を実施。
・新たに出前を開始したことをＰＲするチラシの作成、配布を実施。
・商品の梱包・パッケージを刷新し、ブランド力を向上。

未来志向型の取引慣行に向けて

平成28年9月
経済産業省

3つの基本方針

（１）親事業者による不適正な行為に対して厳正に対処し、**公正な取引環境を実現**する。
（２）**親事業者・下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」**につながる望ましい取引慣行等を普及・定着させる。
（３）**サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善や賃上げできる環境の整備**に向けた取組を図る。

3つの重点課題

本来は親事業者が負担すべき費用等を下請事業者に押しつけることがないよう、徹底する。

価格決定方法の適正化	コスト負担の適正化	支払条件の改善
一律○%減の原価低減を要請される、労務費上昇分が考慮されない、等	量産終了後に長期間に渡って無償で金型の保管を押しつけられる、等	手形等で支払いを受ける比率が高い、割引コストを負担せざるを得ない、等

業種横断的なルールの明確化・厳格な運用（横軸）

事項	具体的な政策
下請代金法の運用強化（運用基準改正）	違反事例を追加し、違反情報の収集強化と未然防止を図る。【不適正な原価低減活動、金型の保管コストの押しつけ、等の違反行為事例の追加を公正取引委員会に提案】
適正取引、付加価値向上の促進（振興基準改正） ＊下請中小企業振興法	望ましい取引慣行を追記し、親事業者に要請する。（取引先の生産性向上への協力、労務費上昇分に対する考慮、サプライチェーン全体での取引適正化、等）【年内改正】
下請代金の支払条件の改善（通達、振興基準の見直し）	下請代金の支払条件の改善を、親事業者に要請する。（現金払いの原則、割引料負担の一方的な押しつけの抑制、手形等の支払期間の短縮、等）【年内見直し、約50年ぶり】
下請代金法の調査・検査の重点化	原価低減・金型・手形等に重点をおいて、下請代金法の書面調査の充実、特別立入検査を実施する。【年度内に実施】

業種別の自主行動計画の策定等（縦軸）

（１）下請ガイドライン策定業種のうち、まずは幅広い下請構造をもつ自動車等の業種に対して、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた**自主的な行動計画の策定と着実な実行を要請**するとともに、**フォローアップ**を行う。【年度内に策定】
（２）業種別下請ガイドラインを改訂し、親事業者と下請事業者の連携・協力に係るベストプラクティスを追加する。【年度内に改訂】